凡 例

- 1. この調査は、神奈川県図書館協会が加盟施設等からの提供データを基にまとめたものである。
- 2. 原則として、2014年4月1日から2015年3月31日の実績を対象とした。
- 3. 加盟施設等からのデータ収集に際しては、原則として以下の記載基準とした。
 - *実態がないもの(実施していない事業・所蔵していない資料等)の場合は空欄とする。
 - *実態があり、カウントしているが0の場合は"0"とする。
 - *実態はあるが、カウントしていない場合は "--" とする。
 - *可否・有無の場合は可・有の場合のみ○を記入する。
- 4. 提供データが無回答の場合は空欄とした。
- 5. 以下の統計項目は、記載のとおりに編集した。

A 全図書館共通

2. 職員数 • 施設等

専任職員 2015年4月1日現在の専任職員数。館長(専任)を含む。ただし、分館において本館の図書館長が館長を兼ねる場合は、分館の職員数に計上しない。

兼任職員 図書館以外の職務が本務である兼任職員数 (兼務の館長はこちらで計上)。

非常勤等(委託・派遣) 上記以外の職員数。図書館業務を行う者。指定管理者の職員も含む。 委託・派遣職員等の労働時間数の換算は行わず、職員数の概数を記載。

独立/併設 独立した建物であるか否かを記載。

建物規模 建物全体の規模。

使用階 複合施設の場合は図書館が使用している階層。

図書館占有延床面積 図書館施設の占有延床面積。複合施設の場合は使用面積。

4. 経費 (千円単位) (専門図書館においては「3. 経費」)

図書館資料費 臨時的資料費を含める。

その他図書館経費 人件費等は除く。

臨時的経費等 施設整備費、各所営繕費などのうち経常的な経費を除いたもの全てを計上する。

B 公共図書館・大学図書館共通

- 5. 所蔵状況
 - (1) 図書資料

日本十進分類別冊数 「その他」には分類が別体系の図書、特殊コレクションなどを含む。

(2) その他の資料

雑誌・新聞 単位はタイトル数。

CD-ROM 視聴覚資料以外のCD-ROM、DVD-ROM等のタイトル数。

C 公共図書館

6. 開館日数·入館者·登録者状況

奉仕対象人口 2015 年 4 月 1 日現在。

開館日数・開館時間数 2014年度の実績日数及び時間数。

入館者数(貸出者数) 貸出者数の場合は()にて記載。

個人貸出登録者数 2014 年度末の登録者総数。「有効登録者」は 2014 年度内に図書館を利用した 登録者数。「児童」は小学生以下。「自治体外登録者」は広域利用協定等で登録 している利用者数。

8. その他のサービス状況

レファレンス 文書にはFAXを含む。

相互貸借 同一自治体内での貸出、借受を除く。

D 大学図書館

6. サービスの状況

奉仕対象者 2015 年 4 月 1 日現在。

神奈川県図書館協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は神奈川県図書館協会(以下「協会」という。)と称し、事務局を会長の所属する施設におく。

(目 的)

第2条 協会は、県内図書館活動の振興を図り、文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)図書館に関する調査研究
 - (2) 図書館活動の普及
 - (3) 読書推進運動
 - (4) 図書館職員の研修
- (5)機関紙、その他の印刷物の刊行
- (6) 図書館相互の連絡協調
- (7) その他必要な事項

(会 員)

- 第4条 協会の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 施設会員 県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館、その他の施設とする。
 - (2) 個人会員 協会の目的に賛同する個人とする。
 - (3) 賛助会員 協会の目的に賛同する団体とする。

(入会及び退会)

- 第5条 協会の会員になろうとするものは、入会を申込み、理事会の承認を得なければならない。なお、入会申込みの様式及び理事会の承認基準は別に定める。
- 2 退会しようとするものは、別に定める様式により会長に届け出るものとする。

(役 職 員)

- 第6条 協会に次の役職員をおく。
 - (1)会 長 1名
 - (2)副 会 長 2名
 - (3) 理 事 17名以内
- (4) 監事 2名
- 2 事務局に次の職員をおく。
- (1) 事務局長 1名
- (2) 書 記 若干名

(役職員の任務)

- 第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織する。

- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 事務局長及び書記は、会長の命を受けて庶務に従事する。

(役職員の選出)

- 第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選出する。
- 2 事務局長及び書記は、会長が委嘱する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

- 第10条 協会に顧問をおくことができる。
 - (1) 顧問は、会長の諮問に応じる。
 - (2) 顧問は、総会で推挙する。

(会 議)

- 第11条 会議は、総会及び理事会とし、施設会員で構成する。
- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決定する。

(総 会)

- 第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、年1回開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催することができる。
- 3 個人会員は、総会に出席し、発言することができる。
- 第13条 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他必要な事項

(理 事 会)

- 第14条 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 入会承認に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(委 員 会)

- 第15条 協会の事業を推進するため、必要に応じ、委員会をおくことができる。
- 2 委員会については、別に定める。

(経 費)

- 第16条 協会の経費は、分担金、会費、補助金、及びその他の収入をもってあてる。
- 2 分担金及び会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- この会則は、昭和32年5月30日から施行する。 附 則
- この会則は、昭和45年6月16日から施行する。 附 則
- この会則は、昭和46年4月16日から施行する。 附 則
- この会則は、昭和56年2月24日から施行する。 附 則
- この会則は、平成2年4月26日から施行する。 附 則
- この会則は、平成3年4月25日から施行する。 附 則
- この会則は、平成20年4月24日から施行する。